

令和4年(ネ)第351号

控訴人兼被控訴人 渋谷 貢 外2名

被控訴人兼控訴人 渋谷 徳 雄

## 控訴準備書面 17

令和5年4月28日

東京高等裁判所第1民事部 御中

控訴人兼被控訴人ら訴訟代理人弁護士 長谷川 敬



### 第1 被控訴人の控訴準備書面(5)に対する認否・反論

#### 1 同準備書面 第22について

証人好泰は、その証人調書6頁において、控訴人文夫に架電し、「立木の所有についての確認を行いました」と言っている。

電話の主目的はここにあったと考えられる。

つまり、土地所有権の有無を確認するためではなかった。

続いて、「役場での調査の結果、伐採範囲内にお二人の所有者がお見えになる、お二人の所有者の承諾がない伐採計画書については、申請するのは難しい」と話したというが、控訴人文夫はこのようには聞いていない。そもそも、自身が調べたのに「役場での調査の結果」というのは虚偽の説明である。そして、万一このような言い方をしたとしても、これだけでは、控訴人文夫が伐採申請を渋谷家に任せた範囲と、証人好泰が言おうとする伐採範囲がどう関わるから判然としない。

ただ、控訴人文夫としては、自身が依頼した範囲について、

「父（成泰）が植えた木で倒木被害があると大変だから」

と答えてたということである。

また、被控訴人文夫は、証人好泰から、

「植林の経緯とか、権利についてゆきゑさん、薫さんと、何か契約があるの  
ですか」

と問われた事実はない。これは後に付けくわえた内容と考えられる。

そもそも、見知らぬ人からの1本の電話で全容が明らかにできるような性質のものでもないし、加えて、このようなやりとりだけで証人好泰が、本件土地の所有者はあなたではない、と主張したとは到底受け取れない。控訴人文夫としては、「土地のことは聞いていません（聞かれてない）。だから言いません」なのである（同人の本人調書7頁）

被控訴人は、証人好泰の証言を自己に都合よく曲解しているだけである。

ちなみに、証人好泰の証人調書10頁から11頁にかけて、甲第49号証に関連して、次のとおりのやりとりがある。

（被控訴人代理人の問い）

「その後、あなたは平成30年4月13日に、阿智村の村長に呼ばれまして、その当時のいきさつを話してくれと、そういうようなことがあったんですか。」

という極めて誘導的な問いに対し、

（証人好泰）

「はい。」

と答え、

（続く被控訴人代理人の問い）

「あなたは、平成28年度の自治会長として、立木伐採実施計画書を提出されたけど、それを申請しなかった経緯について、説明したわけですね。」

という、上記同様に極めて誘導的な問いに対して、

(証人好泰)

「そのとおりです。」

と答えている。

しかし、実際には、この席は、証人好泰らが阿智村村長に呼ばれたのではなく、  
甲第49号証の下記部分に言うとおりの(同号証2枚目の4行目)、

具体的なご説明は、お二人(被控訴人と澁谷緑)が当地にお見えになった時に、ご相談させていただきたいと考えています(阿智村村長にも同席していただく事で了解を得ています)。

という経過であり、証人好泰と訴外熊谷章文が2人を呼んで、阿智村村長に同席してもらうよう席を設定したというのが事実である。

このように、ニュアンスの異なる事実について、証人好泰は、自身及び自身が支援する被控訴人に都合のよいように曲解して構成する技を使う人物である。

何故このようなことをしたのか、と考えると、甲第49号証にいみじくも表現しているように「発言力の強い者の理不尽な主張がまかりとおつてき」と感じた証人好泰及び訴外熊谷章文と「発言力の強い者」と表現した人物との対立・対抗関係があると思料される。このような関係の中で、証人好泰は証人好泰で自らの権限(当時の自治会長)を遺憾なく発揮したのである。

ちなみに、証人好泰とくみしていた訴外熊谷章文(本訴において陳述書を出している人物)が、ゆきゑの土地の一部である4082-6、4082-16、4082-22の三筆について(以下「別件土地」という。)、被控訴人に相続登記できた後、被控訴人から買い受けているが、この別件土地は、財産区がやはりゆきゑから購入したもので、現在へブンス園原に通じる道路の一部となっているものであるところ、売買による所有権移転登記ができていないことをよいことに、上記のとおり、自ら土地を取得し、現在阿智村を相手に土地明渡請求訴訟を起こして係属中であると聞く。

証人好泰も、訴外熊谷章文も、決して被控訴人の利益だけを考慮して動いているのではないことも明らかである。

2 同準備書面のその余について、必要と考える範囲で認否・反論する。

(1) 同準備書面 第1 1 について

控訴人の控訴準備書面 1 5 の該当箇所記載の事実が強く推認されることは間違いない。

さもなくば、ゆきゑ及び薫の売買契約による所有権移転時（昭和44年3月10日）から、何故このようにはるか時を経て所有権移転登記となったのか（ゆきゑ土地について平成13年、薫土地についても昭和50年）、全く説明がつかない。

(2) 同 2 について

同 第3段落 につき、

熊谷誠一がゆきゑ及び薫名義の土地について一定の権限を持っていたのは、国土調査の際の書類（地籍調査結果閲覧票、乙31及び乙69）が、村において、熊谷誠一の署名捺印で通っていることから明白である。

乙第77号証の村の説明によれば、署名欄が所有者名でなければ代理人が署名しているとのことである。